

改正

平成27年5月8日告示第38号

平成27年6月19日告示第51号

令和2年2月28日告示第10号

令和2年8月7日告示第73号

令和3年9月6日告示第59号

能登町姉妹都市交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町（以下「町」という。）が提携する姉妹都市との友好関係の発展に寄与するため、町民団体が積極的に行う姉妹都市での研修、視察及び交流（以下「交流事業」という。）を目的とした事業の取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「姉妹都市」とは、次に掲げる自治体をいう。

- (1) 千葉県流山市
- (2) 宮崎県小林市
- (3) 長野県上水内郡信濃町

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号全てに該当する団体とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務する者若しくは町内の学校に在学している者等で構成される団体
- (2) 5人以上で構成される団体
- (3) 町内を主な拠点として、1年以上活動している団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする交流事業

- (3) 同一団体が、同一年度内にこの要綱による補助金の交付を受けている場合
- (4) この要綱以外に、本町から2分の1以上の公的助成を受けている交流事業
- (5) その他町長が適当でないと認める交流事業
(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業の内容、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、交流事業を開始する前に、能登町姉妹都市交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体の構成員名簿（団体の会則又は活動内容が分かる書類があれば添付）
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 予定参加者名簿
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定するとともに、能登町姉妹都市交流事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、速やかに能登町姉妹都市交流事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 参加者名簿
- (3) 補助対象経費に掲げる領収書等の写し
- (4) 事業の内容、成果及び参加者が分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 町長は、補助金の額を確定したときは、能登町姉妹都市交流事業補助金確定通知書（様式第4

号)により、速やかに申請者に通知する。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した通知を受けた場合は、速やかに能登町姉妹都市交流事業補助金(精算)請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に、又は不当に使用したとき。
- (3) 当該補助事業に関して、不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月8日告示第38号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則(平成27年6月19日告示第51号)

この告示は、公表の日から施行し、施行前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月28日告示第10号)

この告示は、令和2年2月28日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則(令和2年8月7日告示第73号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年9月6日告示第59号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの告示の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	補助金の交付の対象となる事業の内容	補助対象経費	補助金額
視察・研修交流	姉妹都市の企業や施設、場所等で研修又は視察によって、見識を広め相互理解を深めることを目的に実施する事業	姉妹都市を訪問し、交流するために要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 交通費（通常の経路で姉妹都市を往復する	○千葉県流山市は1人 当たり5,000円 ○宮崎県小林市は1人 当たり20,000円 ○長野県信濃町は1人
イベント交流	姉妹都市のイベントに参加し、文化及び芸術等の相互理解を深めることを目的に実施する事業	る場合の船賃、鉄道賃、航空賃等の合計額) (2) 宿泊料（飲食経費を除く）	当たり5,000円
各種団体交流	姉妹都市の各種団体との交流を通して、相互理解を深めることを目的に実施する事業	(3) 燃料費 (4) 使用料 ア 有料道路通行料 イ 駐車場使用料	
子ども交流	姉妹都市の児童生徒との交流事業を通して、相互理解を深めることを目的に実施する事業	(5) 賃借料 ア 貸切バス イ レンタカー (6) その他町長が特に必要と認める経費	

備考

1人当たりの補助対象経費が補助金額未満である場合は、当該補助対象経費を上限とする。この場合において、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。